



「手話言語講座」 企業管理者向け研修の御案内

静岡県手話言語条例が、平成 30 年 3 月に施行されました。

平成 18 年の国連総会で採択された「障害者権利条約」で、手話が言語であることが定義され、我が国は平成 26 年にこれを批准しました。

また、平成 23 年の障害者基本法の改正において、言語に手話を含むことが明記されましたが、その社会的認知は進んでいないのが、現状です。

県では、手話を言語として明確に位置付けるとともに、手話の普及を促進することにより、ろう者を含む誰もが地域の一員として生活できる社会の実現を図るため、静岡県手話言語条例を制定しました。

企業の管理者や研修担当者等を対象とした研修に講師を派遣します。

事業者団体等が行う、企業の管理者や研修担当者を対象とした研修に、（公社）静岡県聴覚障害者協会担当者を講師として派遣します。講師料、交通費は不要です。

研修の内容は、静岡県手話言語条例の趣旨・目的及び聴覚障害者（ろう者）の状況についてです。耳が聞こえないという障害は外見から分かりにくく、それが見えない壁となって、生活の様々な場面で障害となります。

この研修では、静岡県手話言語条例の内容や聴覚障害者の現状について御理解いただき、聞こえる方と聞こえない方の言語の壁が少しでもなくなることを目的にしています。

なお、研修の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

【問合せ先】

まずは、お気軽に御相談、お問い合わせください！

公益社団法人静岡県聴覚障害者協会

TEL：054-254-6303 FAX：054-254-6294

電子メール：office@shizudeaf.com

（電話での問合せは、月～金 9:00～17:00 をお願いします。）

【静岡県の手話言語普及促進のホームページ】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-320/20180912syuwa.html>

※ 上記ホームページの「企業管理者向け手話研修の御案内」から申込様式をダウンロードできます。

平成30年3月、「手話を言語として明確に位置付けるとともに、手話の普及を促進することにより、ろう者を含む誰もが地域の一員として生活できる社会の実現」を目指し、静岡県手話言語条例が施行されました。

この条例を踏まえ、県では、手話の普及や手話を用いた情報発信等に取り組んでいます。



企業管理者向け手話言語講座への講師派遣依頼票

【依頼票送付先】: 公益社団法人静岡県聴覚障害者協会

(問合せは、月～金 9:00～17:00 にお願ひします。)

電話番号: 054-254-6303 FAX番号: 054-254-6294

E-mail: office@shizudeaf.com

企業・団体名	
所在地	〒
担当者氏名	
担当者電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会場名	(上記所在地と別の場所で行う場合のみ記入)
会場所在地	(上記所在地と別の場所で行う場合のみ記入) 〒
受講予定人数	
手話言語講座の取組みを知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 県からの案内 <input type="checkbox"/> 県のホームページ <input type="checkbox"/> (公社) 静岡県聴覚障害者協会からのお知らせ <input type="checkbox"/> 他機関の広報誌やメルマガ、メール配信等 <input type="checkbox"/> その他 ()